

事業所における自己評価結果（公表）

公表日：令和 5年 2月20日

チェック項目			はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	7		個々の特性や課題によってプレイルームや個室等、基準より広い空間を利用することで、密にならないよう取り組むことが出来ております。	法令を遵守したスペースを用意しておりますが、利用時間が重なる時間には手狭感が否めないと感じられることもあり、より良い環境となるように一層工夫してまいります。
	2	職員の配置数は適切である	7		配置数は基準より多く配置し、有資格者を配置させていただくことができております。	適切な人員を配置し、より良い療育環境を提供するために職員の増員も検討してまいります。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	7		事業所内はすべてフラットで、活動空間はパーテーション等を用いて、児童にわかりやすく、活動しやすいように配慮しております。また利用児童が安全に過ごせるようクッション材等を敷き、怪我のないよう配慮をしております。	今後の利用者のニーズに応じて、必要な箇所に手すりを設置するなどのバリアフリー化を検討してまいります。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	7		日々の清掃や片付けで清潔を保ち、児童の退所後に、机・椅子、道具等も消毒し、清掃を念入りにおこなっております。安全な動線の確保や、活動に合わせたスペース利用で、児童に理解しやすい環境の整備に取り組む、気持ちの良い空間を提供できるように努めております。	今後も感染症予防のため、清潔な環境への配慮に努めてまいります。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	7		日々のミーティング、ケース会議、リフレクション会議等にて各職員で意見を出し合うことが重要である為、課題があれば自由に話し合える場を設けております。多くの視点から現状の把握に努め、振り返り、今後の方針を検討できるようにしており、全職員が確認・情報を共有し業務改善に努めております。	今後も定期的な会議で課題・目標を設定し、全員で情報の共有と実践に努めてまいります。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	7		定期的に保護者様にアンケート調査をおこない、いただいた評価を全職員で共有し、検討することで、更なる業務の改善に取り組んでおります。	今後もアンケートを継続し、保護者様のご意見に耳を傾け、業務改善に繋げてまいります。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	7		COMPASS 発達支援センター公式Web サイトにて公開しております。	今後も公式webサイトで公開してまいります。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	7		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	7		年度初めに年間研修予定を計画し、事業所内研修を実施しております。定期的な研修の開催により、職員の意識向上に努めております。定期的な研修の開催で職員の意識が向上できるように努めております。	今後も事業所内研修を継続し、コロナ収束後には外部研修などにも積極的に参加し、資質向上に努めてまいります。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	7		保護者様との面談を通してニーズ等をお聞きすることで、現状の確認、及び課題について整理したうえで、成長と発達に応じた計画を作成しております。	今後も定期的にあセスメントをおこない、児童や保護者様のご意見を踏まえた内容、適時の判断をおこない、ニーズに応じた支援計画書の作成に取り組んでまいります。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	7		標準化されたアセスメントツールを使用し、モニタリング時には会社で統一されたチェックシートを用いて児童の状況を把握し、支援計画の作成へと繋げております。	より一層一人ひとりの状態を把握できるよう、必要事項の情報収集を正確におこない、今後も継続して適切にアセスメントツールを活用してまいります。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	7		保護者様とコミュニケーションを密に取ることで、ガイドラインに沿ったお話を伺う事で、個に応じた必要な支援計画を立てており、保護者様に了承をいただいております。	今後もガイドラインに沿って概ね半年ごと、また必要であれば適宜モニタリングで見直しをおこない、児童や保護者様のご意向などを反映した具体的な個別支援計画を作成してまいります。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	7		支援に携わる職員全員で、共通認識を図りながら児童発達支援計画書に沿ったプランを実施しております。また日々の打ち合わせや会議で児童の成長度合い、新しい課題を共有し、支援内容の適性を確認しております。	今後も児童発達支援管理責任者を含む全職員で支援計画に沿った支援に努めてまいります。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	7		支援内容について職員間で話し合い、児童一人一人の特性や活動内容の見直しをおこない、環境等を考慮しチームで立案しております。	活動プログラムは全職員で話し合い、立案・計画・検証してまいります。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	7		課題点等の見直しや話し合いをおこなう事で、プログラムの工夫をおこなっております。	全職員で情報を共有しながら、児童の状況や成長に適した個別の課題に取り組んでまいります。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	7		児童の発達段階に合わせ、状況を把握しながら個別活動と集団活動を組み合わせた計画を作成しております。	個別活動と集団活動を適宜組み合わせ、児童の発達や成長に適した課題に取り組んでまいります。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	7		利用予定に基づいて職員の意見を踏まえ、話し合いをおこない、支援内容や役割分担について打合わせをおこなっております。	今後も職員間で連携を図り、利用当日の流れ、支援内容や役割分担についての情報共有のうえ、支援に取り組んでまいります。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気づいた点等を共有している	7		支援終了後には送迎等で打ち合わせが難しい場合もありますが、支援の中で気づいた点や、気になることなどを職員間で伝えあい、連絡ノート等にて情報を共有しております。	今後も全職員で連携し、どんな小さなことでも意見を出し合い一緒に振り返りをおこなってまいります。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	7		日々の個別記録の中に、体調や生活状況の変化等の記録を残すことで、情報を共有し支援の改善に繋げております。	今後も記録を継続し、これまで以上に気づきや課題等を職員間で話し合っております。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	7		定期的なモニタリングによって児童の状況や課題などを確認し、保護者様のご意向を踏まえて、現状把握をおこないそれを元に個別支援会議を設け、支援計画の見直しをおこなっております。	今後も必要に応じて、期間を問わずモニタリングをおこない、保護者様との情報交換を密に努めて、些細なことでも話しやすい関係作りに従って、個別支援計画に反映させてまいります。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	7		担当者会議には、児童の状況を一番把握している児発管、管理者、更にその児童に多く関わりを持つ専門職員や保育士、指導員等が参画しております。	今後も同様に、チーム一丸となり、より良いサービスが提供できるように、更に細やかな情報提供に努めてまいります。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	7		保育園、幼稚園とも密に連携を図り、必要に応じて、児童の様子や日々の支援について情報共有し支援をおこなっております。	今後も関係機関との関わりを大切にし、児童に対して連携した支援ができるよう努めてまいります。
	23	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	7		現在医療的ケアが必要な児童は在籍しておりません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	7		現在医療的ケアが必要な児童は在籍しておりません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚園）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	7		必要に応じて、関係機関との担当者会議等を通して、情報提供や共有を図り、支援の方針が統一され、より良い支援に繋がるように努めていきます。今後も関係機関と連携して情報共有と相互理解を図っております。	今後もご家族様や関係機関と連携して支援内容等の情報共有と相互理解を図ってまいります。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	7		現時点では移行支援が必要な児童は居ませんが、今後、進学先へは必要に応じて連絡をとり、保護者様と交え関係機関と情報共有を図るよう努めております。	今後も関係機関と連携して情報共有と相互理解を図ってまいります。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	7		今年度はコロナ禍のため、電話以外の助言や研修を受ける機会は持つに至っておりません。	コロナ収束後には積極的に関係機関の研修等に参加して、助言を受け、他の事業所ともより密に連携がとれるよう努めてまいります。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	7		現時点では事業所主催の交流の機会は企画できておりません。	保護者様のご意向をうかがいながら、交流機会の検討をおこなってまいります。
	29	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	7		今年度はコロナ禍のため協議会への参加機会を持つことができておりません。	コロナ収束後には、研修や講義等に積極的に参加できるように検討をおこなってまいります。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	7		連絡ノートや送迎時等に保護者様からお話をお聞きしたり、事業所での様子や課題について面談を活用して情報交換をおこない、児童についての共通理解を深めております。	今後も引き続き保護者様と情報共有の充実を図り、共通理解を深めてまいります。
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	7		保護者様から子育てのお悩みや児童との関わり方についてご相談を受けた際には、ご質問等への助言をおこなっております。保護者様にも支援内容をご理解いただき、ご家庭でも協力していただくことができております。	今後も継続して保護者様のお悩みに寄り添う支援をおこなってまいります。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	7		契約時に重要事項説明書や利用契約書を通して詳しく説明をおこなっております。	ご質問があればその都度対応させていただいており、今後も分かりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	7		共有ガイドラインが示す支援内容と保護者様のご意向、利用児童の課題にしっかりと向き合い、詳しく説明をおこなったうえで保護者様より理解を得ております。	今後も同様に、ご意向や児童の状況に応じて作成した支援計画について丁寧な説明に努めてまいります。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	7		保護者様のお気持ちに寄り添う姿勢を大切にしております。子育てや児童の発達の悩みなどへのご相談には、話しかけやすい雰囲気づくりの心掛け、時にはご家庭への訪問等、保護者様の事情に合わせて支援に努めております。	今後も継続して、子育てのお悩みについての助言をおこない、保護者様に寄り添った支援を心掛けてまいります。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	7		今年度はコロナ禍の影響で父母の会を開催する機会を持つことができておりません。	コロナ収束後、活動が出来る環境になったらご意見を伺いながら保護者参加型の行事や、保護者様同士、職員との交流機会を検討してまいります。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	7		苦情や申し入れには迅速に対応出来るよう努めております。適切な対応ができるように、小さなことでも報告を心がけています。苦情をいただいた場合には、全職員に周知し、ご意見と対応についての共通理解を図っております。	今後もご意見には、迅速な対応をおこない、問題を解決できるように努めてまいります。
	37	定期的な会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	7		公式 Web サイトのブログにて事業所の様子をお伝えしている他にSNSで情報を発信し、季節ごとの節目では季刊誌を発行しております。	今後も継続して情報の発信をおこない、保護者様にご案内し、子ども達の活動内容を知っていただけるよう努めてまいります。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	7		個人情報管理を徹底し、関連書類はすべて書庫に保管しています。必要時以外は施設し、鍵は管理責任者が管理をおこなっています。	今後も、変わらず管理責任者が鍵の管理をおこなってまいります。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の伝達や情報伝達のための配慮をしている	7		児童や保護者様の状況に寄り添い、言葉だけでなく、ジェスチャーやメモ等を用いて分かりやすく情報を伝えるよう配慮しています。	今後も連絡帳を充実する等、お互いの情報がスムーズに交換し合えるように努力してまいります。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	7		コロナ禍のため、現時点では事業所行事に地域住民を招待する様な企画はおこなえておりません。	現在、コロナ感染症予防の観点から外部との交流はできておりませんが、収束後には社会との交流も兼ねて、避難訓練や地域清掃等がおこなえるよう検討してまいります。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、職員を想定した訓練を実施している	7		緊急時対応マニュアルを策定しており、保護者様にも見えやすい場所に掲示し、職員には周知しております。	今後も保護者様にはマニュアルをご案内していき、職員へも周知徹底に努め、訓練を重ねてまいります。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	7		年度初めに年間計画を立て、地震、火事、不審者などの避難訓練を定期的におこなっております。	今後も継続して防災、避難訓練を定期的に実施し、児童も災害に対して迅速に対応できるように、防災意識を高める取り組みをおこなってまいります。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を把握している	7		事前に、服薬や発作等の情報について聞き取りをおこない、退院前後には保護者様に症状を詳しく確認しております。また全職員がマニュアルを使用しながら把握し、緊急事態に適切な対応がおこなえるよう配慮しております。	保護者様からの情報提供をもとに児童の健康に関する状況を把握し、安全に配慮してまいります。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	7		保護者様より面談時に詳しく情報をいただき、全職員で情報を共有しております。また定期的な状況確認をおこない、細心の注意を払っております。	今後も同様に、職員への周知を徹底し、食物を提供する場合には、細心の注意をおこなってまいります。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	7		ヒヤリハットが発生した時は全職員に周知をおこない、報告書はその都度記録後全職員に共有し、再発防止に努めております。	今後も再発しないよう注意し、情報共有と認識一致のため都度振り返りを心掛けてまいります。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	7		虐待に関しては職員研修を年間計画に盛り込み、研修資料を元に虐待防止に関する勉強会をおこなっております。	虐待防止は、まず職員への共通理解が重要であると考えており、今後も繰り返し研修をおこない、徹底が起きないように、しっかりと全職員に周知徹底をおこなってまいります。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	7		現時点で該当者はおりませんが、利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、身体拘束をおこなうための法的にやむを得ず身体拘束をおこなう場合はあらかじめ文書により保護者の同意を得ることにしております。身体拘束に関する知識更新と事業所内研修をおこなっております。事業所では職員に対して身体拘束に関する事業所内研修と知識の更新をおこなっております。	拘束の可能性が有る児童を受け入れることになった場合、原則として、身体拘束を避ける基本姿勢を守り、緊急時（命に関わる事象が起きた場合、他に手段がないし止むを得ない状況の場合）に限ることを十分説明し、同意を得て、個別支援計画にも記載をしております。